

介護職員等による喀痰吸引等
(たんの吸引等)

登録研修機関 申請の手引き

令和8年4月 広島県介護政策課

提出先・お問い合わせ先

広島県 介護政策課 介護人材グループ 電話 082-513-3142

HP: [広島県 たんの吸引等](#)  [キーワードを入れてクリック!](#)

* 事前に県のHPをご確認ください。様式等がダウンロードできます。

目次

1	研修機関の登録について	1
2	研修課程について	1
	2.1 研修課程	
	2.2 研修内容	
3	登録要件について	2
4	研修実施基準	3
	4.1 省令附則13条の規定	
	4.2 喀痰吸引等研修実施要綱の規定	
5	申請等の手続き	5
	5.1 申請の流れ・窓口・手数料	
	5.2 申請書類	
	5.3 変更・休廃止	
6	実施結果の報告	7
7	その他	8
	7.1 研修修了者への案内	
	7.2 定期的な自己点検	
	7.3 県からの立入検査・命令	
	7.4 登録の取消・業務停止	

1 研修機関の登録について

たんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」という。）を行うことのできる介護職員等を養成する研修を実施するには、実施する事業所が所在する都道府県（基本研修の実施場所）において、研修機関の登録を受ける必要があります。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第2項）

★登録研修機関一覧 ⇒登録研修機関の登録情報及び研修実施予定を県HPに掲載しています。

2 研修課程について

2.1 研修課程

研修課程は、対象者や修得する医療的ケアの種類に応じて第1～3号に類型化されています。全ての類型を実施することも、一部のみを実施することも可能です。

研修区分	対象者	認定する特定行為（実施できる行為）				
		喀痰吸引			経管栄養	
		①	②	③	④	⑤
		口腔内	鼻腔内		気管カニューレ内部	
※咽頭の手前まで			胃ろうまたは腸ろう（半固形）	経鼻		
第1号	不特定多数	①～⑤すべての行為				
第2号		①～⑤のうち実地研修を修了した行為（1以上4以下）				
第3号	特定者	①～⑤のうち特定の者に対して実地研修を修了した行為				

※第3号研修は、重度障害児・者や訪問サービス利用者など特定の利用者への実施を前提としたもの

2.2 研修内容

研修内容は基本研修（講義＋演習）と実地研修で構成されています。

各研修（第1号、第2号、第3号）の必要な時間数や回数は次のとおりです。

	行為の種類	不特定多数の者		特定の者
		1号	2号	3号
基本研修	講義	● 50時間	● 50時間	● 8時間
	演習（シュミレーター研修）	● 各行為5回以上 ● 救急蘇生法 1回以上	● 各行為5回以上 ● 救急蘇生法 1回以上	● 1時間 ● 回数決めなし
実地研修	喀痰吸引	①口腔内	● 10回以上	◎ 10回以上
		②鼻腔内	● 20回以上	◎ 20回以上
		③気管カニューレ内部	● 20回以上	◎ 20回以上
	経管栄養	④胃ろう又は腸ろう（滴下）	● 20回以上	◎ 20回以上
		④胃ろう又は腸ろう（半固形）	● 滴下修了に加えて5回以上	◎ 滴下修了に加えて5回以上
⑤経鼻	● 20回以上	◎ 20回以上		

凡例：●必修 ◎選択可能

認定する特定行為⇒

①～⑤全て

実地研修で修了した行為のみ認定

※胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）の実地回数については、登録研修機関の研修委員会で検討し定めてください。

※第2号研修の修了者が、新たに実施可能な行為を追加したい場合は、追加したい行為の実地研修を受講する必要があります。

※第3号研修の修了者が新たな対象者に行為を行う場合、基本研修は免除となりますが、新たな対象者に対する実地研修の受講が必要です。

※人工呼吸器装着者に喀痰吸引を行う場合は、別途演習及び実地研修の受講が必要です。（第1号又は第2号研修のみ）

【基本研修カリキュラム】

研修類型	科目	実務科目	時間数
第1号 第2号	人間と社会		1.5
	保健医療制度とチーム医療		2.0
	安全な療養生活	○	4.0
	清潔保持と感染予防	○	2.5
	健康状態の把握	○	3.0
	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	11.0
	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8.0
	高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	10.0
	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8.0
	合計		
第3号	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義		2.0
	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義	○	6.0
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	喀痰吸引等に関する演習	○	1.0
合計			9.0

※実務科目欄に○がある科目は、医師、保健師、助産師、看護師（原則、実務経験5年以上の者）が講師となる必要があります。○のない科目は、「科目に相当する学識経験者」を講師とすることが可能です。

3 登録要件について

登録研修機関となるためには、次の登録基準を満たす必要があります。

⇒「登録適合書類」（様式3）等で審査します。

- (1) 法に規定する研修内容を実施できること
- (2) 実務に関する科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師（原則、実務経験5年以上の者）とすること
- (3) 研修を適正・確実に実施するに足る次の基準に適合すること
 - ① 研修を実施するに十分な数の講師が確保されていること
 - ② 研修に必要な備品・図書等を有すること
 - ③ 喀痰吸引等研修の経理的基礎を有すること
 - ④ 講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること
 - ⑤ 研修課程ごとに、修了者の氏名・生年月日・住所及び修了月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引研修の業務を廃止するまで保存すること

- ⑥ 研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を定期的に（年1回以上）県知事に提出すること

【根拠規定】

- ・社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」）附則第15条第1項
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下「省令」）附則第11条第2項

4 研修実施基準

4.1 省令附則13条の規定

登録研修機関は、3の登録要件を満たすと同時に、喀痰吸引等研修を行うにあたって、次の実施基準に適合する必要があります。

⇒「登録適合書類」（様式3）等で審査します。

1. 研修課程の下限

- 規定の研修内容の時間数・回数〔2.2研修内容参照〕以上であること

※既定の内容以上の基準を設けて研修を行う場合は、「業務規程」に位置づけ、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと

※演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合や、半固形の栄養剤を使った経管栄養を行う場合は、規定の科目とは別途に行うこと

2. 研修段階ごとの修得審査

- 研修の第1～3号研修類型に定められた段階ごとにその修得程度の審査を行うこと（下表のとおり）

	修了段階		審査方法
第1号 第2号	3段階	①基本研修（講義） ②基本研修（演習） ③実地研修	○基本研修（講義） ⇒筆記試験の実施により知識の定着を確認
第3号	2段階	①基本研修（講義・演習） ②実地研修	○基本研修（演習）・実地研修 ⇒評価の実施により技能の習得を確認

3. 研修修了証明書の交付

- 研修修了者に対し、登録研修機関の長名により、修了証明の交付を行うこと

※修了証明書の参考様式は県のHPからダウンロードできます

4. 研修の一部履修免除

- 当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識・経験を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、その研修の一部を履修したものと取り扱うことができる

5. 実地研修の実施先

- 実地研修の実施先は、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましいこと

※医療機関で行う場合は、対象者の状態が比較的安定している介護医療院等において行うことが適当

4.2 喀痰吸引等研修実施要綱の規定

4.1 の実施基準に加え、国が示す「**喀痰吸引等研修実施要綱**」（社援発 0330 第 43 号 H24.3.30）に従い、適切な研修の運営を行ってください。

1. 実施体制の整備

●審査を公正かつ適正に行うため、複数の関係者による「**喀痰吸引等研修実施委員会**」（以下「**研修委員会**」）を整備すること

※研修担当責任者、医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師）の有資格者各1名以上、研修講師複数名、その他関係者により構成すること

（ただし第3号研修の登録研修機関は小規模な事業所も想定されるため、実態に応じた形態で差し支えない）

※研修委員会は、研修評価に関する実務、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うこと

2. 研修実施委員会の事務

●研修実施計画を策定すること

●研修教材の選定を行うこと

●公正・中立に研修講師を選定すること

※履歴書等を提出させ、面接等による十分な審査を経て選定するとともに、講義・演習・実地研修の区分に基づく管理を行うこと

●筆記試験事務規定を整備すること

・試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の責務を担う

●実施研修にかかる事務規定を作成すること

・実地研修先の選定（自施設も含む）においては、以下の基準を参考とすること

- ・医師及び看護職員等と連携し、的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること
- ・実地研修において書面による医師の指示書が得られること
- ・実地研修協力者である利用者（困難な場合はその家族等）の書面による同意承認が得られること
- ・事故発生時の対応、実地研修協力者の秘密の保持等に関する規定整備がなされていること
- ・出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること

・委託の場合は、「**喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書**」もしくは委託契約書により委託承諾を得ること

・登録研修機関は、研修の一部委託や外部講師の招聘は可能だが、基本研修及び実地研修の全部委託は認めない

3. 研修実施上の留意事項

●基本研修（講義）は集合研修でもよいが、**基本研修（演習）は少人数のグループ編成により実施すること**

●研修受講者の多くが介護業務に従事している者であること等を踏まえ、研修実施日程、開催期間、定員等の規模等について、**受講しやすい環境設定**を行うよう配慮すること

●**実地研修を保険対象に含む損害賠償保険制度に加入する等、登録研修機関として適切な安全確保対応を図ること**

以上の基準等を踏まえ、対象者を自法人（自施設）職員のみ限定することのないよう公正中立な立場で研修実施を行うようにしてください。

（結果としてそうなることまでを規制するものではありません）

【根拠規定】

- ・法附則第17条、省令附則第13条
- ・厚生労働省社会・援護局長通知（社援発 1111 第1号 H23年11月11日）第5章
- ・喀痰吸引等研修実施要綱（社援発 0330 第43号 H24年3月30日）

5 申請等の手続き

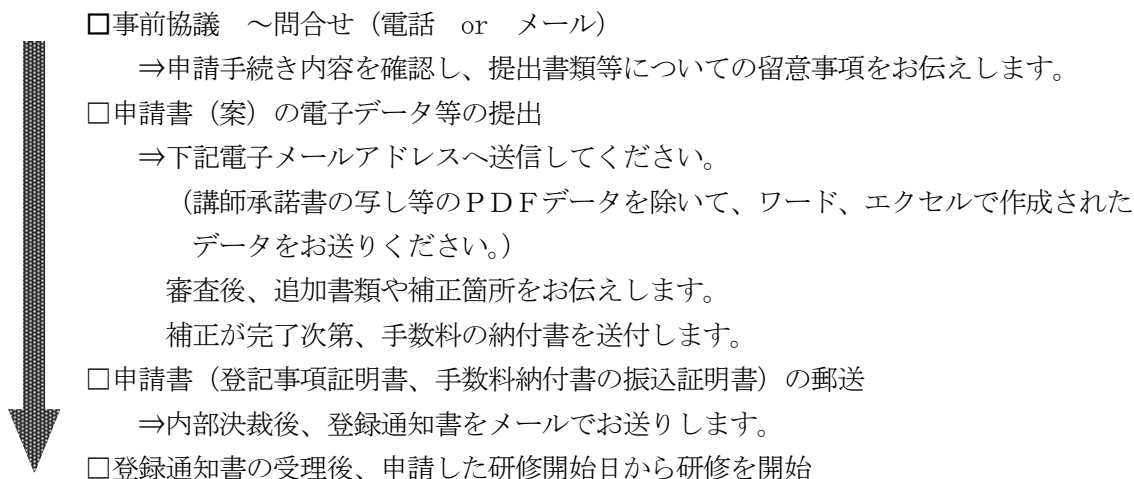
5.1 申請の流れ・窓口・手数料

【必要な手続き】

新規	受講者の募集開始予定日の2か月前を目安に事前協議を開始してください
更新	5年ごとに更新が必要です（更新しない場合は登録の効力を失う） 更新期限の1か月前までに更新申請書類を提出してください
変更	次の項目に変更が生じる場合、 <u>事前に</u> 変更届の提出が必要です ・代表者の氏名・法人住所、事業所の名称・所在地、法人の寄付行為又は定款 ・講師、カリキュラム、使用する施設 ・実地研修施設・設備、実地研修施設の責任者等 ・業務規程
休廃止	休廃止する1か月前までに休廃止届の提出が必要です 休止後の再開届は不要ですが、休止期間を延長する場合は再度休止届の提出が必要です 廃止を行った場合は、帳簿などを県に引き継ぐ必要があります

※研修課程（第1～3号）を追加する場合は「更新」となりますので、電話でご一報ください

【申請の流れ】 ※新規・更新の場合（変更の場合は随時、書類を提出してください）



【事前協議・書類提出窓口】

広島県健康福祉局 介護政策課 介護人材グループ 喀痰吸引等事務担当

電話 082-513-3142（ダイヤルイン）

E-mail kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

【手数料】 **3,200円** ※新規・更新のみ必要

納付書又は電子納付によって納めてください。

電子納付を希望される場合は、上記アドレス宛にその旨メールしてください。

納付書の場合は、申請書類の補正完了後、県が交付します。

5.2 申請書類

【新規・更新申請】

書類名	新規	更新	備考	
1	<input type="checkbox"/> 登録研修機関登録申請書 <input type="checkbox"/> 登録研修機関登録更新申請書	○	○	【様式1】 【様式4】
	<input type="checkbox"/> 法人の定款又は寄付行為（原本証明） <input type="checkbox"/> 登録事項証明書（原本）	○		申請者が法人の場合
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（原本） <input type="checkbox"/> 納付書（振込証明書）	○	○	申請者が個人の場合
2	<input type="checkbox"/> 誓約書	○		【様式2】
3	<input type="checkbox"/> 登録適合書類	○	○	【様式3】
4	<input type="checkbox"/> 業務規程 <input type="checkbox"/> 研修実施委員会設置要綱（委員名簿を含む）	○	○	【参考様式1-1】（第1、2号研修） 【参考様式1-2】（第3号研修） 【参考様式2】
5	<input type="checkbox"/> カリキュラム（兼）講師一覧表	○	○	【参考様式3-1】（第1、2号研修） 【参考様式3-2】（第3号研修）
6	<input type="checkbox"/> 研修実施計画	○	○	【参考様式4-1】（第1、2号研修） 【参考様式4-2】（第3号研修）
7	<input type="checkbox"/> 講師一覧表 <input type="checkbox"/> 講師履歴書 <input type="checkbox"/> 講師就任承諾書（コピー） <input type="checkbox"/> 看護師等免許証（コピー） <input type="checkbox"/> 研修修了証（コピー）注	○	○	【参考様式5】 【参考様式6】 【参考様式7】 初回取得年月日が裏面記載の場合は 両面コピー要
8	<input type="checkbox"/> 備品一覧表	○	△	【参考様式8】
9	<input type="checkbox"/> 図書目録	○	△	【参考様式9】
10	<input type="checkbox"/> 収支予算書	○	△	【参考様式10】 受講人数は定員数で積算
11	<input type="checkbox"/> 損害賠償保険に関する資料	○	○	
12	実地研修実施機関に関する資料 <input type="checkbox"/> 実地研修施設等一覧 <input type="checkbox"/> 実地研修実施機関承諾書（コピー） <input type="checkbox"/> 相手方への提供資料	○	○	【参考様式11】第3号研修は不要 【参考様式12】第3号研修は不要、 自法人の場合も不要 契約書類、手引き、実施規定等、選定 基準や実施要件が確認できるもの

※更新申請は5年ごと【研修課程（第1～3号）を追加する場合も「更新」となります。

△の書類は更新時に変更・追加がある場合にご提出ください。

注) 第1、2号研修は省令別表第1及び第2の課程による喀痰吸引等研修、第3号研修は省令別表第3の課程による喀痰吸引等研修の修了者が該当します。第1、2号の講師は、下記①の研修修了が必要です。第3号研修の講師は、下記②の指導者養成研修（自己学習）の修了とともに、下記①の研修修了を推奨しています。

- ①「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ②「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

5.3 変更・休廃止

【変更届】

書類名	備考
■ 登録研修機関 変更登録届出書	【様式5】

次の項目に変更が生じる場合、**事前に**変更届の提出が必要です。(メールによる提出も可能です)
変更登録届出書(様式5)に、変更内容がわかる書類を添付してください。

変更事項	添付書類
法人の名称・所在地、代表者名	登記事項証明書等
事業所の名称・所在地	業務規程等
法人の寄付行為又は定款	法人の寄付行為又は定款、登記事項証明書
講師	カリキュラム(兼)講師一覧表 講師一覧表 ①新たに就任する講師の履歴書 ②資格証のコピー ③研修修了証のコピー ④就任承諾書のコピー
講習カリキュラム	カリキュラム(兼)講師一覧表(※変更箇所がわかるよう明記)
講習で使用する施設	業務規程等
実地研修施設・設備	備品一覧等 (実地研修先を変更・追加する場合) ①実地研修施設等一覧 ②実地研修実施機関承諾書もしくは委託契約書のコピー等
実地研修施設の責任者	辞令書のコピー等 (実地研修先を変更・追加する場合) ①実地研修施設等一覧 ②実地研修実施機関承諾書もしくは委託契約書のコピー等
業務規程	変更後の業務規程 (※変更箇所がわかるよう明記)

【休廃止】

休廃止する1か月前までに、休廃止届の提出が必要です。

休廃止届とともに、帳簿(実施結果報告書、研修修了者管理簿)も併せて提出してください。

書類名	備考
■ 登録研修機関 休廃止届出書	【様式6】

6 実施結果の報告

毎年度4月末までに、前年度分の研修実施結果を次の様式により報告してください。

書類名	備考
■ 喀痰吸引等研修 実施結果報告書	【様式7】メールで※
■ 喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿	【様式8】エクセルデータをメールで※

【報告先】

広島県健康福祉局 介護政策課 介護人材グループ

住所：〒730-8511 広島市中区基町10-52

メール：kaigojinzai@pref.hiroshima.jp メールでの提出が難しい場合はご相談ください

7 その他

7.1 研修修了者への案内

喀痰吸引等研修の修了者がたんの吸引等を実施するためには、「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、所属事業所等が「登録特定行為事業者」として県の登録を受ける必要があります。（既に登録している場合は名簿の変更届出が必要）

制度について、受講生にもご案内いただき、認定及び登録を促していただきますようお願いします。

7.2 定期的な自己点検

登録研修機関においては、登録要件や適合基準に合致しているかどうか、変更手続き等に漏れがないかなど、定期的な（少なくとも年1回以上の）自己点検等を行うとともに、研修に携わる関係者間で必要な情報共有を行うなど、適切な研修実施に努めてください。

7.3 県からの立入検査・命令

【立入検査】

適切な喀痰吸引等研修の実施のため必要があると認めるときは、立入検査をすることがあります

【適合命令】

登録基準に適合しないと認めるとき、適合するために必要な措置を命じることがあります

【改善命令】

適正な研修を実施していないと認めるとき、改善に必要な措置を命じることがあります

【根拠規定】

・法附則第25条の規定において準用する第20条の規定、附則第21条、附則第22条

7.4 登録の取消・業務停止

次のいずれかに該当する場合は、登録の取り消し、または業務停止を命じることがあります

- 欠格条項（様式3号の2）のいずれかに該当するに至ったとき
- 変更届出、業務規程の変更届出、休廃止の届出を行わなかったとき
- 適合命令又は改善命令に違反したとき
- 研修業務に係る帳簿の整備・保存をしていないとき
- 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

【根拠規定】

・法附則第23条